

## 「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」の骨子及び概要

	未発生期		避難所設置期	避難所運営前期	避難所運営後期	仮設住宅運営期
熊本地震での期間	—		発災後～概ね1週間	概ね1週間～1, 2か月	概ね1か月～2か月	概ね2か月以降
状況	—	発  災	県内で大規模災害が発生し、家屋倒壊等により県民の多くが被災し、避難所等に多くの住民が集まる。避難所には、仮設トイレ等の整備が行われる。避難所での食事は、備蓄食品、支援物資の提供や自衛隊等による炊き出しが始まる。 インフラ被害により、断水や物流の停滞が発生し、衛生上のリスクはかなり高い。	全壊、半壊等の県民の生活の場が避難所となる。また、避難所に入らず車中生活を送る県民も多く存在。避難所においては、炊き出し等のボランティア活動が盛んになってくる。さらに、食事の提供を弁当に切り替える避難所も一部見られる。 断水や物流の停滞が徐々に回復していくが、被害規模が大きい地区の衛生上のリスクはかなり高い。	仮設住宅の建設が始まり、避難所の集約化が進むが、一方で長期化する避難所も出てくる。また、避難所での食事は、炊き出し等から弁当製造施設で調理された弁当の提供に移行していく。 インフラや物流の回復及び避難所や避難者の減少等により、衛生上のリスクは低くなっていく。	仮設住宅への入居が始まり、避難所の生活が仮設住宅に移行する。食事は弁当から自炊に移行していく。また、集会場等での共同調理も始まる。 衛生上のリスクはかなり低くなっていく。
熊本地震時の避難所状況	—		避難所数 855カ所、避難者数 183,882人 (H28.4.17時点 ※最大値)	避難所数 235カ所、避難者数 10,434人 (H28.5.20時点)	避難所数 118カ所、避難者数 6,066人 (H28.6.20時点)	※避難所解消日 H28.11.18
目標	○大規模災害発生を想定した危機管理体制の構築		○被災地の的確な情報収集 ○避難所の適切な衛生環境の確保 ○避難所における感染症・食中毒発生の防止	○避難所の衛生環境の改善と維持 ○避難所における感染症・食中毒発生防止と発生時のまん延防止	○長期化する避難所における感染症・食中毒発生防止と発生時のまん延防止	○仮設住宅での感染症・食中毒発生防止と発生時のまん延防止
対策(共通)	<b>【本庁】</b> (1)ガイドライン等の整備、見直し及び周知 (2)災害時の業務継続計画(BCP)の策定 (3)関係機関との協定締結等連携の強化、継続 (4)衛生資材の備蓄・調達方法の検討 (5)マスコミへの対応方針 (6)情報収集・発信に関する窓口の確認と周知  <b>【保健所】</b> (1)ガイドラインの把握、確認 (2)管内市町村へのガイドライン周知 (3)研修会の実施 (4)災害時の業務継続計画(BCP)の策定 (5)関係機関との連携の強化 (6)衛生資材の備蓄、調達方法の検討  <b>【保環研、食検】</b> (1)ガイドラインの把握、確認 (2)災害時の業務継続計画(BCP)の策定		<b>【本庁】</b> (1)関係先機関の被災状況把握 (2)健康危機管理課の体制、支援方針の決定 (3)関係課との情報共有(医療政策課、健康づくり推進課等) (4)被災規模が大きい保健所への支援 (5)衛生資材の調達・配布 (6)避難所の数や衛生状況等の把握・指導 (7)被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発 (8)国や他自治体、関係機関への支援要請 (9)マスコミ対応に係る市町村との連携  <b>【保健所】</b> (1)被災状況の把握 (2)管内の被災状況確認 (3)避難所の数や衛生状況等の把握・指導 (4)衛生資材の調達・配布 (5)被災規模が大きい保健所への支援 (6)被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発  <b>【保環研、食検】</b> (1)被災状況の把握 (2)被災規模が大きい保健所への支援	<b>【本庁】</b> (1)被災規模が大きい保健所への支援【継続】 (2)集約後の避難所及び長期化する避難所の衛生状況の把握【継続】 (3)関係課との情報共有(医療政策課、健康づくり推進課等)【継続】 (4)被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発【継続】 (5)衛生資材の調達、配布【継続】  <b>【保健所】</b> (1)管内の被災状況確認【継続】 (2)被災規模が大きい保健所への支援【継続】 (3)避難所の数や衛生状況等の把握・指導【継続】 (4)被災者や避難所管理者等への感染症・食中毒対策の啓発【継続】 (5)衛生資材の調達、配布【継続】  <b>【保環研、食検】</b> (1)被災規模が大きい保健所への支援【継続】	<b>【本庁】</b> (1)集会場や共同施設の衛生管理指導、啓発 (2)出前出張講座の実施 (3)衛生資材の配布依頼  <b>【保健所】</b> (1)集会場や共同施設の衛生管理指導、啓発 (2)出前出張講座の実施 (3)衛生資材の配布	

BCPの見直し(必要に応じて)

## 「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」の骨子及び概要

未発生期		発	避難所設置期	避難所運営前期	避難所運営後期	仮設住宅運営期
熊本地震での期間			発災後～概ね1週間	概ね1週間～1, 2か月	概ね1か月～2か月	概ね2か月以降
対策(感染症)	<p>【本庁】</p> <p>(1)関係団体との連携</p> <p>(2)関係機関へのガイドライン周知</p> <p>【保健所】</p> <p>(1)関係機関との連携</p>	<p>【本庁】</p> <p>(1)感染症指定医療機関の被害状況確認【国からの照会対応】</p> <p>(2)衛生資材の調達、配布</p> <p>(3)被災保健所の状況確認及び必要な衛生資材等の確認・配布</p> <p>(4)専門家への派遣要請</p> <p>①国立感染症研究所</p> <p>②熊本県感染管理ネットワーク</p> <p>(5)チラシや県ホームページによる感染症対策の啓発</p> <p>(6)防疫班の編成及びペストコントロール協会との連携</p> <p>(7)避難所における隔離スペースの確保</p> <p>【保健所】</p> <p>(1)感染症関係機関の被災状況確認</p> <p>(2)避難所の衛生指導</p> <p>(3)必要な衛生資材の把握及び配布</p> <p>(4)防疫班の要請と市町村への消毒指示</p> <p>(5)避難所における隔離スペースの確保</p>	<p>【本庁】</p> <p>(1)テレビ、ラジオを活用した感染症患者への必要な情報の提供</p> <p>(2)各避難所における感染症発生状況の把握・分析</p> <p>(3)国や民間支援による衛生物資の保管・管理</p> <p>(4)感染症に関するリスクアセスメントによる啓発</p> <p>(5)避難所における隔離スペースの確保及び見直し【継続】</p> <p>(6)県内医療機関への協力依頼</p> <p>【保健所】</p> <p>(1)避難所の衛生指導【継続】</p> <p>(2)必要な衛生物資の把握及び配布【継続】</p> <p>(3)避難所における隔離スペースの確保及び見直し【継続】</p>	<p>【本庁】</p> <p>(1)各避難所における感染症発生状況の把握・分析【継続】</p> <p>(2)国や民間支援による衛生物資の保管・管理【継続】</p> <p>(3)感染症に関するリスクアセスメントによる啓発【継続】</p> <p>【保健所】</p> <p>(1)避難所の衛生指導【継続】</p> <p>(2)必要な衛生資材の把握及び配布【継続】</p> <p>(3)避難所における隔離スペースの確保及び見直し【継続】</p>	※上記対策(共通)による	
	対策(食中毒)					<p>【本庁】</p> <p>(1)関係機関との連携</p> <p>(2)関係機関へのガイドライン周知</p> <p>【保健所】</p> <p>(1)関係機関との連携</p>